

# いじめ防止基本方針

安中市立臼井小学校

## I いじめ防止の基本的な考え方といじめ防止のための組織

児童の心身及び尊厳を守るとともに、児童をいじめに向かわせないといういじめ防止等の総合的な取組を推進するため、この基本方針を策定する。

### 1 いじめの理解

#### (1) いじめの定義

いじめとは、当該児童が一定の人間関係（同じ学校・学級、塾、スポーツ少年団など）にある者から、心理的・物理的な攻撃（暴行、傷害、強要、強制わいせつ、恐喝、窃盗、器物損壊、脅迫、名誉毀損、侮蔑など）を受けたことにより、心身の苦痛を感じているものである。

#### (2) 主ないじめの態様

- 冷やかしやかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、インターネットを介して誹謗中傷や嫌なことをされる。等

#### (3) いじめの構造

- いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こりうるものであり、嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの場合、児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する構造をもつ。
- いじめは、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせるものである。
- いじめは、加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の無秩序性や閉塞性により、その周りに「観衆（はやし立てたり面白がったりする）」「傍観者（周辺で暗黙の了解を与えている）」が存在するなど、四層構造をなす場合が多い。

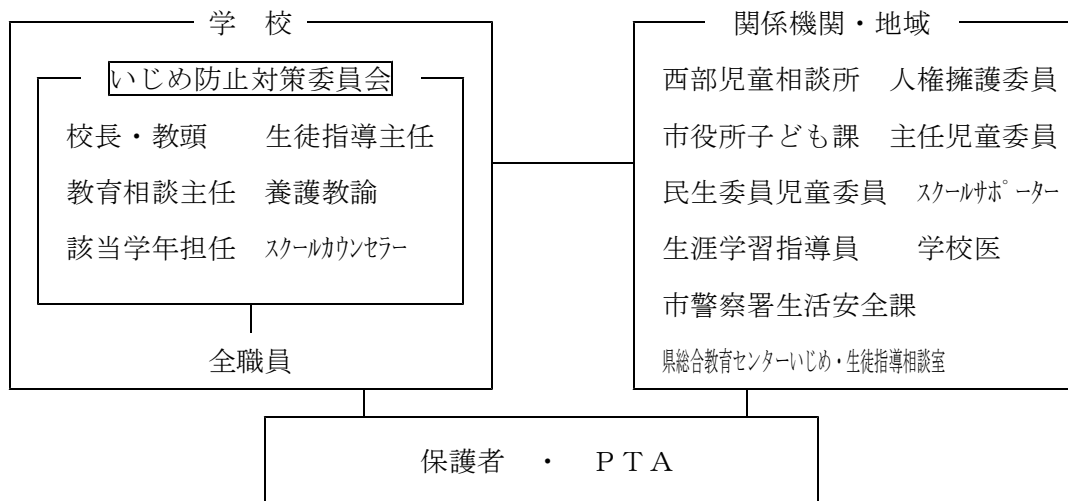
#### (4) いじめが生まれる背景と留意点

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっており、授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとなり発生することがある。このとき、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけ、他の児童によるいじめを助長してしまう場合がある。さらに、教職員の「いじめられている側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童を容認することになり、いじめを受けている児童を孤立させ、いじめを深刻化させる。

## 2 いじめ防止等のための校内組織

### (1) いじめ防止対策委員会の設置

いじめ防止等（防止・早期発見・対処）の対策を推進する中核組織として、「いじめ防止対策委員会」を下図のように設置する。



## (2) いじめ防止対策委員会の役割

- 学校の基本方針に基づく取組の実施、いじめ防止に関する年間指導計画の作成・実行・見直し及び校内研修や職員会議での企画・提案を行う。
- いじめ問題についての情報の収集、記録の整理・分析、共有を行う。
- いじめの疑いのある事案が発生した場合、緊急に会議を開催し、該当学年と連携して組織的な対応を行う。
- 家庭・地域への啓発活動の中心でもあり、いじめ相談の窓口にもなる。

## II いじめの未然防止

### 1 居場所づくり

児童のために、「安心感」「自己存在感」「満足感」をもたせることができる場所や機会を準備し、いじめが起こりにくい学校をつくる。

#### (1) 学習指導の充実

- 校内研修や一人一授業、教材研究の充実等を通して、「分かる授業」「楽しい授業」づくりに努める。
- 生徒指導の3つの機能「自己存在感を与える授業」「共感的人間関係を基盤とする授業」「自己決定の場を与える授業」を活かした授業改善に取り組む。

#### (2) 環境づくり

- 前向きに頑張っていけるように学級・個人目標を作成させたり、係や当番活動を通して一人一人の学級への所属感を高めるような掲示を工夫したりする。
- ぐんまの子ども「いじめ防止宣言」や児童が作成した「いじめ防止スローガン」「いじめ防止ポスター・標語」を掲示し、いじめ防止への気運を醸成する。

#### (3) 人権教育の充実

- 児童が互いのよさを認め合えるよう、授業・給食・清掃・休み時間等における常時指導と人権学習強調月間による集中した指導、それぞれの充実を図る。
- 教職員の人権感覚の高揚を図り、不用意な言動で児童を傷つけないようにする。

#### (4) 道徳教育の充実

- 道徳の時間を通して、規範意識や友情・思いやり・寛容・誠実・公正公平・親切・勇気など、いじめ防止につながる道徳的価値観について考えが深まるようにする。

### 3 絆づくり

子どもたちの主体的な活動を通して、「自己有用感」を高め、人と関わることに喜びを感じる場や機会をつくり、いじめに向かわない児童を育成する。

#### (1) 学級活動の充実

学級活動では、いじめ問題の未然防止や解消方法について話し合わせ、学級全体としての取組と個人としての取組を決めるなど、いじめ防止に取り組む。

#### (2) 児童会活動の充実

児童会活動では、アンケート結果などを基に、いじめ問題を主体的に考えさせ、自校のいじめ防止スローガンを決定し、全校をあげていじめ防止に取り組む。また、縦割り班によるなかよし活動や清掃活動を通して、思いやりの心を育成する。

#### (3) クラブ活動の充実

クラブ活動では、役割分担の必要性や異年齢集団のよさを感じさせ、異なる学年の児童ともより人間関係を築くことができるようにする。

#### (4) 学校行事の充実

学校行事では、運動会や学習発表会などの集団活動を通して、互いに協力し合い、高め合う人間関係を育成する。また、諸行事を通して、すべての児童が自己有用感や達成感・成就感をもてるようにし、いじめに向かわない児童を育成する。

### 4 学校・家庭・地域等の体制づくり

学校の指導体制を充実させ、家庭・地域・関係機関の理解と協力を得て、児童の健全育成に取り組む体制づくりを行う。

#### (1) 学校体制の充実

○全職員が日常的に児童の学校生活全般に目を配り、よい言動を積極的に認めたり、気がかりな児童に声をかけたりする。

○悩みや不安を抱える児童に共感的に関わり、児童の内面的な力を高めるよう支援するとともに、得られた情報を共有し、組織的な指導や助言を行う。

#### (2) 学校を越えた連携

○幼保小、小中との連携を密にし、児童の生活全般や家庭環境・生育歴等の情報交換を行い、入学や進学などの接続がスムーズに行われるようにする。

○安中市の「いじめ防止フォーラム」「いじめ防止子ども会議」に児童代表が参加し、会議や交流を行う。また、その結果を校内に広める。

#### (3) 家庭・地域との連携

○日常のあいさつや会話などを通して、保護者・地域の方と積極的にコミュニケーションを取るようにし、情報をつかみやすい相談しやすい雰囲気づくりを行う。

○生涯学習指導員との連携を通して地域ボランティアの活用を進めるとともに、状況に応じて、西部児童相談所、安中市役所子ども課、地元駐在、スクールサポーター等との連携を図る。

## Ⅲ いじめの早期発見

### 1 いじめを発見する手だて

#### (1) 生活（いじめ）アンケートの実施

○「自分が嫌な思いをした」と「友達が嫌な思いをしているのを見た」の2点を中心に、毎月末に実施する。

## (2) 教職員による日常の観察

- 複数の目で、児童の日常の様子（登下校・授業中・休み時間・給食準備中・清掃中・放課後等）を観察する。
- 児童の机、引き出しやロッカーの中、持ち物等に異変がないか注意して観察する。
- 職員会議等の会議の場での情報交換以外にも、普段から児童のことが話題となる職員室づくりに努める。

## (3) 教育相談を通じた把握

- 児童・保護者ともに、希望すればいつでも教育相談を受け付けていく。
- スクールカウンセラーによる教育相談を実施する。

## 2 いじめを訴えることの意義と手段の周知

- 嫌なことをされたときや嫌なことを見たときなどは周りの大人に相談することなど、いじめを訴えることの意義について、普段から児童に伝えておく。
- 学校へのいじめの相談方法（電話番号やメールアドレス等）について、家庭や地域に知らせておく。

## 3 保護者・地域からの情報提供

- いじめに対する学校の考え方や取組を学校だよりや地区生涯学習だより等で保護者や地域に知らせたり、授業参観後の懇談会や学習発表会・PTA総会や本部役員会・学校評議員会等の機会を捉えて説明したりするなど、いじめの早期発見につながる情報の提供を依頼する。
- 児童が毎日使う連絡ノートでの情報提供を見逃さずに対応する。

## IV いじめの早期解消

### 1 組織的対応の展開

#### (1) いじめの情報（気になる情報）の共有

- 最初に認知した教職員は一人で判断しないで必ずいじめ防止対策委員会に報告する。
- 報告を受けた担任は自分の責任と思い込み、一人で解消しようとするしない。
- 情報は時系列に沿って記録を残す。

#### (2) 対応方針の決定・役割分担

##### ①情報の整理

- ・いじめの態様・関係者・被害者・加害者・周囲の児童等の特徴を整理する。

##### ②対応方針の決定

- ・緊急度（自殺・不登校・脅迫・暴行等の危険度）を確認する。
- ・事情聴取や指導の際に留意すべき事項を確認する。

##### ③役割分担

- ・被害者、加害者からの事情聴取と支援担当
- ・周囲の児童と全体への指導担当
- ・保護者への対応、関係機関との連携担当

#### (4) 事実の究明と支援・指導

##### ①事実の究明

- ・いじめの状況・いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づいた指導を行えるようにする。
- ・聴取は、被害者→周囲にいる者（冷静に状況を捉えている者）→加害者の順に行う。

## ②事情聴取の際の留意事項

- ・ いじめられている児童や周囲の児童からの事情聴取は、人目につかない場所や時間帯に配慮して行う。
- ・ 安心して話ができるよう、その児童が話しやすい人や場所などに配慮する。
- ・ 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取する。
- ・ 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように注意する。
- ・ 聴取後は、当該児童を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明する。

## ③事情聴取の際にしてはならないこと

- ・ いじめられている児童といじめている児童に同じ場所で事情を聴くこと。
- ・ 注意・叱責・説教だけで終わりにすること。
- ・ ただ単に謝ることだけで終わらせること。

## (5) いじめの被害者・加害者・周囲の児童への支援及び指導

### ①いじめの被害者への支援

- ・ いかなる理由があっても被害者の見方であり、守り抜くことを伝える。
- ・ 今後の指導の仕方やいじめている児童との今後の関わり方を具体的に教える。
- ・ これからも相談に乗ることを伝え、学校生活に安心感がもてるようにする。

### ②いじめの加害者への指導

- ・ いじめを行った背景は理解しつつ、行為に対しては毅然とした態度で指導する。
- ・ 被害者のつらさに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- ・ いじめは許されないことを分からせ、責任転嫁をさせない。
- ・ 行為や心情を振り返らせ、今後の行動の取り方を考えさせる。
- ・ 活躍する場面を意図的に設定し、よさを認めていくようにする。

### ③周囲の児童への指導

- ・ いじめは学級・集団全体の問題として対応する。
- ・ いじめを大人に教えることは、被害者の人権や命を守る大切な行動であることを理解させる。
- ・ はやし立てていた者や傍観者に、問題の重大さを理解させる。
- ・ これからどう行動したらよいかを考えさせる。

## 2 保護者との連携

### (1) 被害者側

- 事実が明らかになった時点で速やかに家庭訪問し、把握した事実を正確に伝える。
- 子どもを守り支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- その後も経過を細かに伝えるとともに、協力を得る。

### (2) 加害者側

- 事情聴取後、児童を送り届けながら家庭訪問して事実を伝え、その場で本人に事実の確認を行う。
- 被害者の児童の状況も伝え、問題の重大性を認識させる。
- 指導の経過と子どもの変容の様子を伝え、指導に対する理解を求める。
- 事実を認めなかったり、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、改めて事実確認と指導方針を提示することを伝え理解を求める。また、今回の指導を通して人として成長させていきたい旨を伝える。

### 3 関係機関との連携

関係機関・連絡先	連携を必要とする状況
安中市教育委員会 393-7076 (西部教育事務所・県教育委員会)	・いじめの報告 ・対応方針についての相談及び支援・指導
県総合教育センター 0120-889756 いじめ・生徒指導相談室	・指導方針や解消方法への相談 ・児童や保護者への対応についての相談
西部児童相談所 322-2498 県警少年育成センター 027-221-1616 安中警察署生活安全課 381-0110	・いじめによる暴行・傷害事件、恐喝等の 刑事事件発生時の通報・相談
医療機関 県こころの健康センター027-263-1166 スクールカウンセラー	・被害児童の外傷及び心的外傷についての 対応
西部児童相談所 322-2498 安中市役所子ども課 382-1111 (代)	・被害児童及び加害児童への福祉的・心理 的側面からの支援についての相談

### 4 出席停止制度の適切な運用

性行不良で他の児童生徒の教育に妨げがあると認める場合において、学校教育法35条の規定により、市町村教育委員会は児童生徒の出席停止を命ずることができる。これは、本人に対する懲戒という観点からではなく、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点から設けられた制度である。

## V ネット上のいじめへの対応

インターネットの危険性を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、児童の情報モラルの向上に努める。

実際、ネット上でいじめを発見した場合は、事案に応じて警察等の専門機関と連携して対応していく。

#### 1 ケータイ・スマホ等が関係しいじめの事例

- パソコンやケータイ・スマホ、ゲーム機から、ネット上に特定の子どもに関する誹謗・中傷を書き込む。
  - ネット上に、実名や個人が特定できる表現を用いて、特定の子どもの個人情報や無断で掲載する。
  - 特定の子どもの悪口、嫌な場面の写真や動画、誹謗中傷を不特定多数のパソコンやケータイ・スマホにメールで送信する。
  - 特定の子どもになりすましてネット上で活動し、その子の社会的信用をおとしめる行為などを行う。
  - アプリケーションソフトを使ってグループでやりとりをする中で、特定の子どもを突然仲間はずれにする。
- このようなことがきっかけとなり、不登校になるなど、問題は急激に広がっている。

#### 2 未然防止の取組

- インターネットやケータイ・スマホのメディアとしての特性を、講習会等を活用して学ばせ、理解を深めさせる。
- 家庭に対して、情報モラルについて親子でしっかりと話し合うよう呼びかける。持たせる場合は家庭内でのルール作りを徹底するよう働きかける。また、学校には持ち込

まないように理解を求める。

### 3 早期発見・早期解消の取組

- 関係機関や行政にネットパトロールの実施をお願いする。
- ネット上に不適切な書き込み等を発見したときは、被害の拡大を防ぐため、直ちに削除依頼の措置をとる。特に、名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信の停止を求めたり、情報を削除したりすることができるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるようにする。

## VI 重大事態への対応

### 1 重大事態とは

- (1) いじめにより児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある事案
  - 児童が自殺を企画した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などがある。
- (2) いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある事案
  - 相当の期間とは30日を目安とする。ただし、6日以上連続して欠席している場合は迅速に対応する必要がある。
- (3) その他の事案
  - 被害児童または保護者から、いじめられて重大事態に至ったと申立てがあったとき。

### 2 被害児童の保護

- (1) 複数の教職員による見守る体制
  - 被害児童の自殺などの最悪のケースを防ぐため、複数の教職員で隙間なく見守る体制をとる。登下校においても家庭の協力を得ながら見守るようにし、児童が一人になる時間を作らないようにする。
- (2) スクールカウンセラーによるケア
  - スクールカウンセラーとの情報共有を図り、スクールカウンセラーによる授業参観や面談を行う。被害児童の保護者についても、スクールカウンセラーを活用し、心のケアを図る。
- (3) 寄り添い支える体制づくり
  - 被害児童にとって信頼できる人(親しい友人・教職員・家族・地域の人等)と連携し、被害児童に寄り添い支える体制をつくる。
- (3) スクールソーシャルワーカー等によるケア及び家庭状況の把握
- (4) 不登校になっている児童の安中市適応指導教室(せせらぎの家)への通級及び別室(保健室等)登校の実施

### 3 加害児童への対応

- (1) 被害児童が安心して学習ができるように加害児童の別室指導の検討  
実施に当たっては、事前に教育委員会と十分に協議する。
- (2) 警察への相談・通報
  - 犯罪行為(暴行や金銭の強要など)として認められる可能性がある場合は、被害児童を守り、被害の拡大を防止するため、速やかに警察に相談して対処する。
- (3) 特別の指導計画及び出席停止・懲戒
  - いじめの状況に応じて、一定の教育的配慮(心理的孤立感・疎外感を与えない)の下、

特別の指導計画による指導の他、出席停止による措置も含め毅然とした対応を行う。

さらに、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に懲戒を加えることも検討する。

#### 4 教育委員会・関係機関との連携

##### (1) 市教育委員会への報告と連携

○重大事態が発生した場合、速やかに安中市教育委員会に報告し、教育委員会と一体となって対応する。

○重大事態に係る調査組織を設ける際には、必要に応じて県教育委員会事務局指導主事やスクールカウンセラースーパーバイザー等の派遣を依頼する。

##### (2) 児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携

○いじめの原因の中に、家庭における虐待があると疑われる場合は速やかに西部児童相談所や安中市役所子ども課等の福祉機関に通報する。

○当該児童に精神疾患が認められる場合は医療機関に相談する。

##### (3) 県こころの緊急支援チーム（CRP）との連携

○自殺事案が発生した場合は精神科医等からなるCRPの派遣を市教育委員会へ依頼する。

#### 5 保護者・地域との連携

##### (1) いじめ対策緊急保護者会の開催

○誤った情報で事態が混乱することを防止するため、教育委員会との連携の下、個人情報等に十分に配慮しながら状況や学校の対応について、保護者に説明し理解を求める。

##### (2) PTA本部役員との連携

○必要に応じて情報提供や情報交換を行い、協力を依頼する。

##### (3) 民生委員児童委員、主任児童委員など、地域との連携

○地域からの情報提供や地域での見守り、巡回を依頼する。



## VII いじめ防止に関する年間指導計画

※生活アンケートの実施（毎月）

目標	児童一人一人がいじめを自分のこととしてとらえ、いじめ防止に向けた活動に取り組み、いじめを防ごうとする意欲や態度を育てる。	
	県・市の取組	活 動
4月		<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止計画の作成                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・高学年が中心となり、全員でいじめを許さない気持ちをもつことを呼びかける。</li> </ul> </li> <li>○1年生を迎える会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・安心して、学校生活を送れるようにする。</li> </ul> </li> <li>○縦割り活動・通学班編成                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・高学年は低学年との接し方を学び、低学年は高学年から仕事や心遣いを学ぶ。</li> </ul> </li> <li>○あいさつ運動：テーマ「あいさつは心と心のキャッチボール」</li> </ul>
5月	春の「いじめ防止強化月間」	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ポスター等の掲示・活用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止に対する意識を高める。</li> <li>・全県でいじめ防止に取り組んでいることを知る。</li> </ul> </li> <li>○話し合い活動「いじめについて考える」の実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめについて学級で考える。</li> </ul> </li> </ul>
6月		<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童会で「親子で考えるいじめをなくす」スローガンを募集                             <ul style="list-style-type: none"> <li>※募集：児童会で用紙作り、放送及び学級だよりで知らせる。</li> </ul> </li> <li>○道徳・学級活動での、自他の受容といじめについての話し合い等</li> </ul>
7月		<ul style="list-style-type: none"> <li>◎「白小いじめ防止強化月間」の実施</li> <li>○七夕集会で、学年で取り組む「いじめ防止」の具体的な行動目標の発表及び、児童・保護者の願いの短冊掲示</li> </ul>
9月		<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止宣言を全児童に紹介</li> <li>○いじめ防止標語・ポスター応募の呼びかけ                             <ul style="list-style-type: none"> <li>※募集要項を見て対応</li> </ul> </li> </ul>
10月	市いじめ防止フォーラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止宣言等の配付</li> <li>○あいさつ運動：テーマ「あいさつは心と心のキャッチボール」</li> <li>○縦割り活動の反省</li> </ul>
11月		<ul style="list-style-type: none"> <li>○全児童が人権標語を作成                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめは、人権侵害であることを考える。</li> </ul> </li> </ul>
12月	冬の「いじめ防止強化月間」	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎「白小いじめ防止強化月間」の実施（人権集中学習の中に含める）</li> <li>○交通少年団を中心としたあいさつ運動</li> <li>○道徳・学級活動の充実（人権集中学習の中に含める）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめや人権問題の課題解消へ向けた話し合いをする。</li> <li>・意見等を全児童や保護者・地域に紹介する。</li> </ul> </li> </ul>
1月	市子どもいじめ防止子ども会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実践のまとめ</li> <li>○子ども会議への参加及び参加報告</li> </ul>
2月		<ul style="list-style-type: none"> <li>○豆まき集会で、七夕集会の時に考えた「いじめ防止」の具体的な行動目標についての反省を踏まえた「追い出したい鬼」を考え、発表する。</li> <li>○6年生を送る会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業生に感謝の気持ちを持ち、自分たちでよりよい学校をつくろうとする意欲を高める。</li> </ul> </li> </ul>
3月		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ふり返り                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・1年間の活動を振り返り、次年度へつなげる。</li> </ul> </li> </ul>